

発議第 4号

加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおりに関係行政庁に提出するものとする。

令和 3年12月14日 提出

提出者 江差町議会議員 小野 寺 真  
" " 小林 くにこ

賛成者 江差町議会議員 飯 田 隆 一  
" " 塚 本 眞  
" " 西 海 谷 望  
" " 出 崎 太 郎

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

## 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書

超高齢化社会を迎えている現在のわが国では、加齢性難聴者が年々増加している現状にあります。日本補聴器工業会の調べによれば、日本の人口に対する比率は11.3%で世界3番目に多いと報告されています。一方、補聴器の普及率(2018年)は、日本の難聴者人口の14.4%となっており、イギリス47.6%、ドイツ36.9%、フランス41.0%、アメリカ30.2%(2015年)に比べ非常に低い水準となっています。

その背景として、①補聴器の価格が片耳3万円～20万円と高く、保険適用もなく諸外国と比べて国からの補助体制が極めて不十分であること②難聴治療に対しての啓蒙が適切に行われてこなかった事などが指摘されています。

欧米では確立されている公的補助制度が日本ではいまだに確立されていません。

高齢者の多くは年金生活者です。高額な補聴器を購入することは家計に与える影響が大きく所有が簡単ではありません。一方で、耳が聞こえにくい・聞こえないことが高齢者の社会参加や再雇用などの大きな障害となっており、高齢になっても生活の質を落とさず、心身共にすこやかに過ごすことができれば、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながります。

以上の状況に鑑み、国は、高齢者が経済的理由によって補装具の購入困難を強いられ、日常生活や社会的活動に制約が加わることがないように、補聴器購入に公的助成を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年12月14日

江差町議会議長 打越 東亜夫